

2 0 2 7 年度②

商 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法②

次の問題Ⅰ・Ⅱにつき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を出すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計 100 点)

Ⅰ 甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、電子機器の輸入・販売を行う公開会社で監査役設置会社である。甲社の代表取締役はAである。甲社の発行可能株式総数は 20 万株、発行済株式総数は 10 万株である。

甲社では、長期化する円安のあおりを受けて業績が悪化していた。Aは、単独での生き残りには限界があると判断し、国内の大手部品専門商社である乙株式会社（以下、「乙社」という。）に経営統合の打診を行った。乙社は、積極的な姿勢を示したものの、甲社が業績悪化企業で将来の不確実性が高いことを懸念した。そこで、Aに対して、経営統合の一環として、甲社が実施する新株発行に応じて甲社の新株を引き受けるが、払込金額については時価よりも低い水準とするように求めた。

令和 8 年 6 月 1 日、甲社の取締役会が開催され、Aの提案により、乙社を引受人として、甲社の新株 5 万株を 1 株 1000 円で発行する旨（以下、「本件新株発行」という。）の議案が提出された。本件新株発行当時の甲社株式の公正な価額は 1 株 2000 円であったとする。Aは、経営統合の必要性など当該議案の詳細を説明し、審議の結果、当該議案は可決された（以下、「本件決議」という。）。同日、Aは、本件新株発行の募集事項について官報による公告を行った。乙社は、払込期日である 6 月 19 日に、払込金額の総額 5000 万円を払込取扱銀行に払い込んだ。

令和 8 年 7 月 10 日の時点において、甲社の株主Bは、本件新株発行の効力を否定したいと考えている。Bが採るべき会社法上の手段と、Bの主張が認められるか否かについて論じなさい。(50 点)

Ⅱ P株式会社（以下、「P社」という。）は、建設業を営む取締役会設置会社である。P社は、関西地方の α 市を営業地域としている。

α 市では、老朽化した市庁舎の改築のため、競争入札の方法で事業者を決定することになった。入札の予定を知ったP社の営業担当取締役Xは、何としても市庁舎改築工事（以下、「本件工事」という。）を落札するよう、営業部長Yに指示した。Yは、入札に参加予定のQ株式会社・R株式会社の営業部長にそれぞれ連絡を取り、

その提出価格を調整し、今後は順番に受注できるように協議を重ねた上、今回はP社が落札することで合意した（以下、「本件合意」という。）。Xは、Yから本件合意の報告を受けており、本件合意が独占禁止法の規定に違反する行為であることを知っていたが、本件合意を黙認した。また、P社の取締役Zは、部下の報告により本件合意の事実を知ったが、何らの措置も取らなかった。なお、仮に本件合意についてZが取締役等に報告をしていれば、本件合意に基づく入札は阻止しうるものであった。

P社は、希望通りの価格で本件工事を落札した。しかしその後、公正取引委員会の調査が入り、令和9年4月、上記3社に対し、独占禁止法の規定に違反する行為（以下、「本件違法行為」という。）を行っていたことを理由に、課徴金の支払が命ぜられた。令和10年9月、P社は、課徴金2000万円を国庫に納付した。

P社の株主Sは、X及びZに対し、P社が支払った課徴金相当額の損害賠償を請求する株主代表訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を適法に提起した。本件訴訟が認容されるか否かについて、論じなさい。なお、株主代表訴訟の適法性については論じなくてよい。（50点）